

輸入電気製品の安全検査及び法的申請承ります

※もちろん国内製造製品についても承っております

御社で輸入されるもので電気を使用する製品は、是非弊社にご相談ください

■ 輸入電気製品について

電気を使用する製品は、法的に電気用品と言い、輸入する会社及びそれを販売目的で陳列しようとする者に国は法的に厳しく規制しています。電気製品安全法(PSE法)は違反すると実刑になるおそれがありますのでご注意ください。しかし現実には認知度が低く違法製品が多く販売されています。

監督官庁は買上げ試験を行い国への登録や許認可基準の照合に乗り出し法的取り締まりに動いております。

電池を使用する製品、玩具、家具、アンティーク、雑貨でも法律の規制を受けることがあります。

お気軽にご相談ください。

■ 電気安全検査研究所 について ■

■ 電気用品安全法 (PSE) マークの申請取得

- ①輸入製品が電気用品に該当するか行政庁の判断を受ける。
- ②該当する場合は、事業開始届を30日以内に申請する。
- ③輸入する製品の適合性検査簿を作成する。
- ④適合性検査簿に沿って試験を行いすべて適合しているかを確認する。
- ⑤適合していない場合はメーカーと協議の上、製品を改善する。
- ⑥再試験を行い全て適合している事を証明する。検査簿を保存。
- ⑦表示方法の義務に従い製品毎に所定の方法で表示を行う。
- ⑧輸入毎に着荷検査簿を作成し検査を行い記録として保存。
経産省の立入検査の時、①～⑧の書類を提示する。

■ 製品の法律・技術相談

弊社が最も得意とする事は設計・開発ができる技術サービスの提供です。

**御社の立場になって親身に
指導・コンサルタント
いたします**



各種試験装置



本社・受付
(西川口)



電気製品安全検査研究所
(岩槻)

■ 主な業務

- ①電気用品安全法の解説
- ②電気用品の対象・非対象の判定
- ③経済産業局へ申請業務
- ④適合性試験検査簿作成
- ⑤適合性検査の請負
- ⑥表示シール原稿作成
- ⑦着荷検査簿作成
- ⑧法的書類の確認業務
- ⑨Sマーク認証申請業務
- ⑩改造・改善相談
- ⑪行政庁への申請業務(行政書士)
- ⑫海外工場への法令指導等

■ 他の検査機関とココが違います ■

- ① 製品技術コンサルタントが可能!!
- ② 改善・改造指導が可能!!
- ③ 商品開発会議に参加!!(国内・海外)
- ④ 市場クレーム解析が可能!!

SINCE 1985 おかげ様で30周年!!

PSE検査・安全確保検査・技術指導・行政法令申請・EMC試験等



電気製品安全検査研究所は株式会社ダイナテックにより運営されております

http://www.mrpse.com boss1985@j-dynatec.co.jp

□本社・受付窓口 〒332-0021 埼玉県川口市西川口6丁目18番1号
TEL 048-259-2601 FAX 048-287-8851
□PSE 試験所 〒埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田 1007-11
TEL 048-259-2601 FAX 048-708-1431
技術相談員：佐藤 携帯電話：090-2535-7998